

順次
取扱開始

【リ・バース60】耐震改修利子補給制度のお知らせ

耐震改修

【リ・バース60】と地方公共団体の補助金を利用すると

借入申込時に70歳以上の方はご存命中※1
月々の支払ゼロ※2・※3・※4で、
自宅の耐震改修工事が可能になります!

地方公共団体に
補助金申請※5

【リ・バース60】
の融資申込み

- ※1 ご契約者さま（連帯債務でお申込みの場合は、連帯債務者さまも含みます。）がお亡くなりになる時まで。
- ※2 取扱金融機関からのお借入金利が、利子補給金利上限（裏面参照）を上回る場合は、当該超過する利息分のお支払が必要となります。お借入金利は金融機関によって異なります。
- ※3 借入申込時に70歳未満の方については、一部お支払が発生します。詳しくは裏面をご覧ください。
- ※4 元金は、ご契約者さま（連帯債務でお申込みの場合は、連帯債務者さまも含みます。）がお亡くなりになったときに、担保物件の売却によりご返済いただくか、相続人の方から一括してご返済いただきます。
- ※5 耐震改修工事に対する補助金の詳細は、各地方公共団体にお問い合わせください。

Q どこでお申込みできますか。

A ご相談、お申込みは【リ・バース60】耐震改修利子補給制度を取り扱う金融機関が窓口です。本制度を取り扱う金融機関については、金融機関からの取扱開始の届出が機構になされ次第、順次、【リ・バース60】サイトにてご案内します。

Q 耐震改修工事に併せて水回りのリフォームを実施したいのですが、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の対象になりますか。

A 融資額の合計が1,000万円以下であれば本制度の対象になります。

詳しくは裏面をご覧ください

【リ・バース60】の商品概要は、こちらにお問い合わせください。

【リ・バース60】ダイヤル 0120-9572-60 (通話無料)
営業時間 9:00~17:00(土日、祝日及び年末年始を除きます)

リバース60

検索



【リ・バース60】耐震改修利子補給制度

< 制度概要 >

取扱開始時期	各地方公共団体および【リ・バース60】耐震改修利子補給制度を取り扱う金融機関の準備が整い次第、順次取扱いを開始します。
利子補給対象	【リ・バース60】耐震改修利子補給制度を取り扱う金融機関に申込みを行い、地方公共団体から本制度の利用対象証明書の交付を受けたお客さまに対する耐震リフォーム融資※6・※7が対象となります。
融資額上限	担保評価額（住宅および土地）の50%または60%※8です。 融資額が1,000万円以下の融資について、利子補給を行います。
利子補給金利上限	利子補給の対象となるお借入金利は、3.3%が上限となります(令和7年度に利用する場合)。
利子補給方法	原則として、70歳からお客さまのご負担が発生しないよう、住宅金融支援機構がお客さまに代わって、金融機関に対し利息の全額又は一部を支払います（下図利子補給の概要参照）。
利子補給期間	ご契約者さま全員が亡くなられた時まで（融資終期前に繰上返済等により完済した場合は完済時まで※9）
注意事項	本制度を利用する場合は、地方公共団体から受けられる耐震改修補助金が減額されます。

※6 耐震改修工事に合わせて水回りなどのリフォームを実施する場合も対象となります。なお、リフォーム融資の借換えは対象外です。

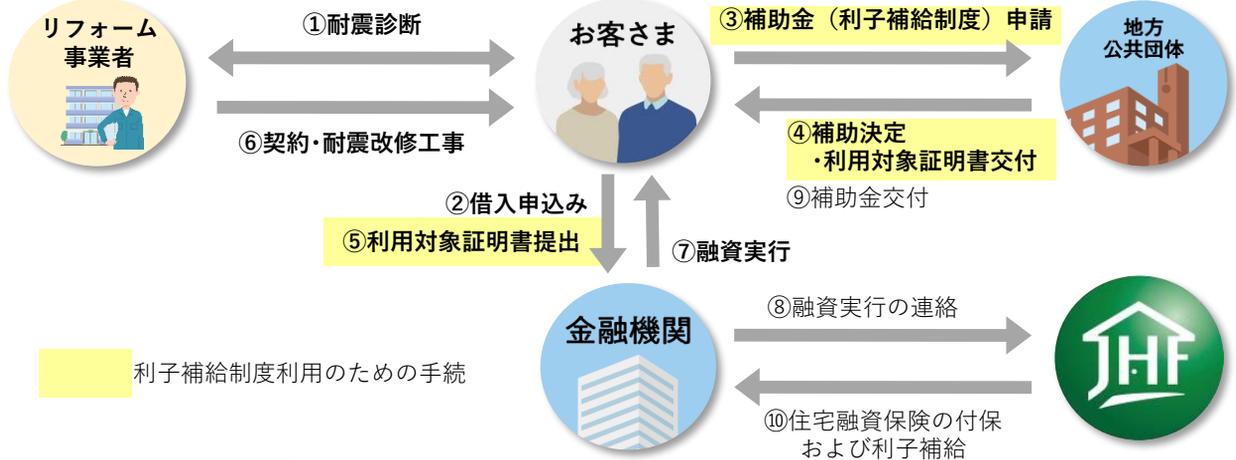
※7 地方公共団体の予算によっては、補助金の受付枠に限りがある場合があります。

※8 担保評価額によっては、自己資金が必要になる場合があります。

※9 お客さまの契約違反が発生した場合は、途中で利子補給を打ち切ることや利子補給金の返還を求めることがあります。

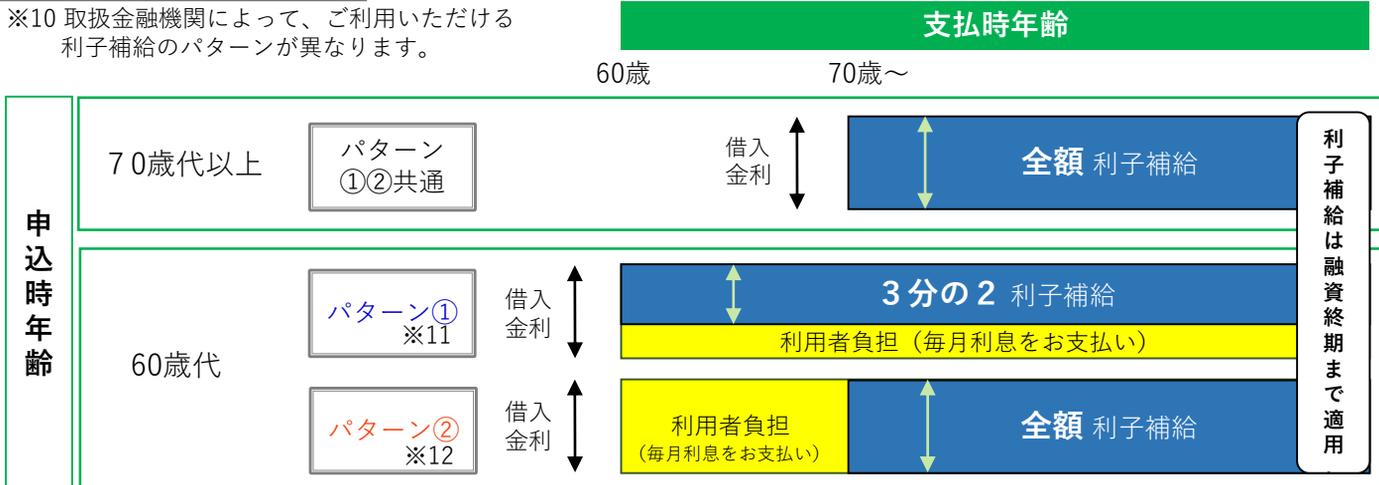
< 手順の流れ >

お客さまが【リ・バース60】を申込後に金融機関の審査を経て補助金を申請するケース



< 利子補給※10の概要 >

※10 取扱金融機関によって、ご利用いただける利子補給のパターンが異なります。



※11 50歳代の方は、ご融資時以後、60歳となった時から借入金利の2/3を利子補給（利息の1/3はお客さまが支払）

※12 50歳代の方は、ご融資時以後、70歳となった時から全額利子補給（70歳以降お客さまの利息の支払はなし）。